

## 沖縄県 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事 試行要領に関する FAQ

令和5年4月1日適用

Q 1 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事に取り組む目的は何ですか。

A 建設キャリアアップシステム (以下「CCUS」) は、建設技能者の処遇改善を推進するために構築されたシステムであり、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇に繋げることを目的としております。

建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事は、この CCUS の利用を促進するために導入しております。

Q 2 どのような工事が対象となりますか。

A 沖縄県土木建築部が発注する全ての建設工事において CCUS 活用工事の試行対象とし、実施については、受注者における希望型とします。発注者は、特記仕様書に CCUS 活用に関する事項を記載し、受注者は、工事着手前までに CCUS 活用について実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとします。

Q 3 指標に係る集計対象の企業はどのようなものですか。

A 元請企業その他、建設業法第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいいます。ただし、一人親方、当該工事現場での施工が2週間以内の企業及び資材・運搬・調査・測量・警備業者は除きます。

施工が2週間以内とは、企業として最初の入場日から最後の入場日までが2週間以内のこととします。

期間が不明の場合は、集計対象として計上しておき、最終的に2週間以内の場合は、除外・修正します。

最初の入場日から最後の入場日まで2週間より長いが入場日が少ない(数日程度)の場合は、受発注者の協議の上で集計の対象外とすることができます。

Q 4 下請負人とは何ですか。

A 建設業法第2条第5項には、「「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。」と規定されています。(基本的に建設業が対象です。)

Q 5 指標に係る集計対象の技能者はどのようなものですか。

A 元請企業と下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含みます。ただし、当該工事現場での就労が2週間以内の者は除きます。

就労が2週間以内とは、技能者として最初の入場日から最後の入場日までが2週間以内のこととします。期間が不明の場合は、集計対象として計上しておき、最終的に2週間以内の場合は、除外・修正します。

最初の入場日から最後の入場日まで2週間より長いが入場日が少ない(数日程度)の場合は、受発注者の協議の上で集計の対象外とすることができます。

Q 6 「下請企業において、一人親方を除く」とある一方、「技能者において、一人親方を含む」とあるのはなぜですか。

A 一人親方は、①個人事業主として入場する場合と、②雇用契約を締結した雇用労働者として入場する場合があります。

「下請企業において」は、②雇用契約を締結した雇用労働者として入場する場合を想定して、一人親方は集計の対象外としております。

「技能者において」は、①と②いずれの場合も、一人親方を集計の対象に含めております。

Q 7 技能者の定義はありますか。

A 法令上、技能者(技能労働者)の定義はありません。

建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者であります。

Q 8 集計対象は「技能者」となっていますが、主任技術者等のいわゆる「技術者」は対象外ですか。

A 主任技術者等いわゆる「技術者」が、「技能者」としても現場で従事する場合に限り、指標に係る集計対象とします。

※ 技術者は、建設業法において、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理を司る者として、監理技術者や主任技術者をおかなければならないこととされており、直接的な作業は原則行わない。

Q 9 「工事の始期から概ね半年後を初回計測日とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定する」とありますが、工事の始期とはいつですか。例えば、工期が8ヶ月の工事の場合は、計測日は初回の1回で良いのですか。

A 工事の始期とは、着手届の日であり、実工期に入る日となります。工期が8ヶ月の工事の場合、計測日は初回のみになると考えられますが、計測日は受発注者の協議の上で決定します。なお、少なくとも1回以上計測することとします。

Q10 工事の始期から概ね半年後を初回計測日とするとなっておりますが、工期が半年以内の工事は、どうすればいいでしょうか。

A 工期が半年以内である等これによりがたい場合は、初回計測日及び計測頻度については、受発注者の協議の上で変更することができます。なお、少なくとも1回以上計測することとします。

Q11 活用結果及び未達成の指標の報告について様式はありますか。

A 受注者は、達成・未達成にかかわらず、【別紙1】建設キャリアアップシステム活用工事結果報告書を、工事完成検査日までに発注者へ報告してください。活用状況を算出した資料については特に規定の様式はありませんが、【参考様式】をご参考いただければと思います。

Q12 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事を実施した場合、工事成績評定で評価されますか。

A 最低基準を全て達成した場合は、工事成績評定の「5 創意工夫」【その他】として、【CCUSの活用】と記載し評価するものとします。  
なお、最低基準を達成できなかった場合においても減点を行わないものとします。

Q13 活用工事を実施する旨工事打ち合わせ簿で提出したにも関わらず基準を達成できなかった場合、ペナルティーはありますか。

A 基本的にペナルティーはありません。

ただし、【別紙1】建設キャリアアップシステム活用工事結果報告書に達成できなかった原因対策等を記入し工事完成検査日までに発注者へ提出してください。

Q14 各指標の達成状況の算出方法について詳しく教えて欲しい。

A 各指標の達成状況については、計測日（受発注間の協議で上で決定）における状況を確認し、算出例は次ページをご参考下さい。

# 【参考様式】 計測日における活用状況の算出例 平均登録事業者率

作成日： 令和〇年〇月〇日

No	工事内容 【(完請)】 【一次下請】 【二次下請】以下 【三次下請】	企業名 【一次下請】 【二次下請】 【三次下請】	計測日(1回目)				計測日(2回目)							
			指標に係る 集計対象 の企業 注1)	計測日当日 に現場入場 した事業者 の状況 ○：登録済(a) ×：登録無	計測日当日 に現場入場 した事業者 の人数(B) 注2)	(B)のうち 技術者登録 済の人数	(B)のうち カードタッチ 等をした技能者 登録済の人数	計測日当日 に現場入場 した事業者 の状況 ○：登録済(a) ×：登録無	計測日当日 に現場入場 した技能者 の人数(B)	(B)のうち 技術者登録 済の人数	(B)のうち カードタッチ 等をした技能者 登録済の人数			
1	〇〇工	〇〇建設	○	○	5	5	5	5	○	○	5	5	5	
2	〇〇工	〇〇建設	○	○	10	0	0	0	○	○	10	10	5	
3	〇〇工	〇〇建設	○	○	5	4	4	3	×	×	5	4	3	
4	〇〇工	〇〇建設	×	○	3	3	2	2	×	×	3	3	2	
5	〇〇工	〇〇建設	○	×	20	9	9	8	○	○	20	18	13	
6	〇〇工	〇〇建設	○	×	2	9	9	8	○	○	2	2	2	
7	〇〇工	〇〇建設	○	×	2	9	9	8	×	×	2	2	2	
8	〇〇工	〇〇建設	○	×	2	9	9	8	×	×	2	2	2	
9	〇〇工	〇〇建設	×	×	2	9	9	8	×	×	2	2	2	
各測定日の結果 (少数第2位を四捨五入)			(A)	(a)	(B)	(b)	(c)	(c)	(A)	(a)	(B)	(b)	(c)	
			3	2	20	9	8	8	4	3	25	18	13	
			登録事業者率 = (a) / (A) = 2 / 3 = 66.7%		登録技術者率 = (b) / (B) = 9 / 20 = 45.0%		就業履歴蓄積率 = (c) / (B) = 8 / 20 = 40.0%		登録事業者率 = (a) / (A) = 3 / 4 = 75.0%		登録技術者率 = (b) / (B) = 18 / 25 = 72.0%		就業履歴蓄積率 = (c) / (B) = 13 / 25 = 52.0%	

計測日は、受発注者の協議の上で決定する。  
工事の始期から概ね半年後を初回計測日とし、以降3ヶ月に1回  
の頻度で設定する。少なくとも1回以上計測する。

指標	結果	最低基準
平均登録事業者率	70.9%	達成
平均登録技術者率	58.5%	未達成
平均就業履歴蓄積率	46.0%	達成

- 現場での施工が2週間以内(最初の入場日から最後の入場日の期間)の企業は集計対象外。期間が不明の場合は、計上しておき、最終的に2週間以内の場合に除外・修正する。
- 「計測日当日に現場入場した事業者」について入場有○をカウントする(A)。入場有○の事業者のうち、事業者登録済○をカウントする(a)。登録事業者率は(a) / (A)で算出する。2回目以降の計測日も同様である。
- 各測定日の登録事業者率を足し合わせ、計測回数で割ることで、平均登録事業者率を算出する。平均登録事業者率の算出例：(1回目66.7% + 2回目75.0%) / 2回 = 70.9%  
計測日が3回の場合、3回の登録事業者率を足し合わせ、計測回数3で割る。

# 【参考様式】計測日における活用状況の算出例 平均登録技能者率

作成日： 令和〇年〇月〇日

No	工事内容	【元請】 【一次下請】 【二次下請】 【三次下請】以下	指標に係る 集計対象 の企業 注1)	計測日(1回目) 令和 年 月 日				計測日(2回目) 令和 年 月 日			
				計測日当日 に現場入場 した事業者 の人数(A) ○：入場有(A) ×：入場無	○(A)のうち 事業者登録 の状況 ○：登録済(a) ×：登録無	計測日当日 に現場入場 した技能者 の人数(B) 注2)	(B)のうち 技能者登録 済の人数 人数(b)	(B)のうち カードタッチ 等をした技能者 登録済の人数 人数(c)	計測日当日 に現場入場 した事業者 の人数(A) ○：入場有(A) ×：入場無	○(A)のうち 事業者登録 の状況 ○：登録済(a) ×：登録無	計測日当日 に現場入場 した技能者 の人数(B) 注2)
1	〇〇工	【元請】〇〇建設	○：対象 ×：対象外	○	5	5	5	5	5	5	
2	〇〇工	【一次下請】■■建設	○	○	10	0	10	10	10	5	
3	〇〇工	【二次下請】□□建設	○	○	5	4	3	3	3	0	
4	〇〇工	【二次下請】◆◆建設	×	○	3	3	2	2	2	0	
5	〇〇工	【三次下請】◇◇建設	○	×							
6	〇〇工	【一次下請】▲▲建設	○	×							
7	〇〇工	【二次下請】△△建設	○	×							
8	〇〇工	【一次下請】●●建設	○	×							
9	〇〇工	【一次下請】▼▼建設	×	×							
各測定日の結果 (少数第2位を四捨五入)				(A)	(a)	(B)	(b)	(c)	(B)	(b)	(c)
				3	2	20	9	8	25	18	13
				登録事業者率 = (a) / (A) = 2 / 3 = 66.7%	登録技能者率 = (b) / (B) = 9 / 20 = 45.0%	就業履歴蓄積率 = (c) / (B) = 8 / 20 = 40.0%	登録事業者率 = (a) / (A) = 3 / 4 = 75.0%	登録技能者率 = (b) / (B) = 18 / 25 = 72.0%	就業履歴蓄積率 = (c) / (B) = 13 / 25 = 52.0%		

計測日は、受発注者の協議の上で決定する。工事の始期から概ね半年後を初回計測日とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定する。少なくとも1回以上計測する。

- 現場での就業が2週間以内(最初の入場日から最後の入場日の期間)の技能者は集計対象外。期間が不明の場合は、計上しておき、最終的に2週間以内の場合に除外・修正する。
- 「計測日当日に現場入場した技能者」のうち、技能者登録済の人数をカウントする(b)。登録技能者率は(b) / (B)で算出する。
- 各測定日の登録技能者率を足し合わせ、計測回数で割ることで、平均登録技能者率を算出する。平均登録技能者率の算出例：(1回目45.0% + 2回目72.0%) / 2回 = 58.5%  
計測日が3回の場合、3回の登録技能者率を足し合わせ、計測回数3で割る。

各測定日の結果 2 回の平均値 (少数第2位を四捨五入)	指標	結果	最低基準
	平均登録事業者率	70.9%	70% 達成
	平均登録技能者率	58.5%	60% 未達成
	平均就業履歴蓄積率	46.0%	30% 達成

# 【参考様式】計測日における活用状況の算出例 平均就業履歴蓄積率

No	工事内容	指標に係る 集計対象 企業の 企業名 【(三次下請)以下 注1)】	計測日(1回目)			計測日(2回目)				
			令和 年月日	令和 年月日	令和 年月日	令和 年月日	令和 年月日	令和 年月日		
1	〇〇工	〇〇建設	計測日当日 に現場入場 した事業者 の人数(A) ○:入場有 x:入場無	計測日当日 に現場入場 した技能者 の人数(B) 注2)	(B)のうち 技能者登録 済の人数 人数(b)	(B)のうち カードタッチ 等をした技能者 登録済の人数 人数(c)	計測日当日 に現場入場 した事業者 の状況 ○(A)のうち 事業者登録 済の人数 ○:登録済(a) x:登録無	計測日当日 に現場入場 した技能者 の人数(B) 人数(b)	(B)のうち カードタッチ 等をした技能者 登録済の人数 人数(c)	
2	〇〇工	【一次下請】 ■■建設	○	5	5	5	○	5	5	
3	〇〇工	【二次下請】 □□建設	○	10	0	0	○	10	5	
4	〇〇工	【二次下請】 ◆◆建設	○	5	4	3	x			
5	〇〇工	【三次下請】 ◇◇建設	x	3	3	2	x			
6	〇〇工	【一次下請】 ▲▲建設	○				○	5	3	
7	〇〇工	【二次下請】 △△建設	○				○	5	0	
8	〇〇工	【一次下請】 ●●建設	○				x			
9	〇〇工	【一次下請】 ▼▼建設	x				x			
各測定日の結果 (少数第2位を四捨五入)			(A)	(B)	(b)	(c)	(a)	(B)	(b)	(c)
			3	20	9	8	3	25	18	13
			登録事業者率 = (a) / (A) = 2 / 3 = 66.7%	登録技能者率 = (b) / (B) = 9 / 20 = 45.0%	登録事業者率 = (a) / (A) = 3 / 4 = 75.0%	就業履歴蓄積率 = (c) / (B) = 8 / 20 = 40.0%	登録事業者率 = (a) / (A) = 3 / 4 = 75.0%	登録技能者率 = (b) / (B) = 18 / 25 = 72.0%	登録技能者率 = (b) / (B) = 18 / 25 = 72.0%	就業履歴蓄積率 = (c) / (B) = 13 / 25 = 52.0%

計測日は、受発注者の協議の上で決定する。  
工事の始期から概ね半年後を初回計測日とし、以降3ヶ月に1回  
の頻度で設定する。少なくとも1回以上計測する。

指標	結果	最低基準
平均登録事業者率	70.9%	達成
平均登録技能者率	58.5%	未達成
平均就業履歴蓄積率	46.0%	達成

- 現場での就業が2週間以内(最初の入場日から最後の入場日の期間)の技能者は集計対象外。期間が不明の場合は、計上しておき、最終的に2週間以内の場合に除外・修正する。
- 「計測日当日に現場入場した技能者」について人数をカウントする(B)。  
「計測日当日に入場した技能者」のうち、カードタッチ等をした技能者登録済の人数をカウントする(c)。就業履歴蓄積率は(c) / (B)で算出する。  
2回目以降の計測日も同様である。
- 各測定日の就業履歴蓄積率を足し合わせ、計測回数で割ることで、平均就業履歴蓄積率を算出する。平均就業履歴蓄積率の算出例:(1回目40.0% + 2回目52.0%) / 2回 = 46.0%  
計測日が3回の場合、3回の就業履歴蓄積率を足し合わせ、計測回数で割る。